

# 各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定  
平成 28 年 4 月 27 日一部改正  
平成 29 年 4 月 27 日一部改正  
平成 30 年 4 月 25 日一部改正  
公益社団法人 沖縄県トラック協会

## (目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

## (指定する講習の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる講習及び対象者は次に掲げるものとする。

(1) 運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「事故対」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者を選任された運行管理者が受講した場合。

(2) 整備管理者選任後研修

沖縄総合事務局が行う整備管理者選任後研修を、運送事業者を選任された整備管理者が受講した場合。

(3) 安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに関する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

## (助成金額)

第 3 条 前条の各講習等を受講した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、1 人あたりに対する助成金額は別紙 1 の通りとする。

## (予算額)

第 4 条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

## (受講から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種講習を受講するところに予約を行い、指定された日程に受講することとする。

2 第 2 条 (1) 及び (3) の助成交付について、第 6 条の期日までに、様式 1 「各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）と、受講したことが確認できる書面（領収証等）の写し（以下「領収証等」という。）を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めるとき、助成金を交付するものとする。

## (実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

## 各種講習費助成額

## ○運行管理者一般講習

| 沖ト協 会員事業者  | 沖ト協 非会員事業者 |
|------------|------------|
| 3, 1 0 0 円 | 6 2 0 円    |

## ○整備管理者選任後研修

| 沖ト協 会員事業者 | 沖ト協 非会員事業者         |
|-----------|--------------------|
| 実費分全額     | 実費分の5分の1（1円未満切り下げ） |

※整備管理者選任後研修は、現在、無料で実施されています。

## ○安全マネジメント関係講習会

| 講習名       | 沖ト協 会員事業者  | 沖ト協 非会員事業者 |
|-----------|------------|------------|
| ガイドライン    | 5, 1 0 0 円 | 1, 0 2 0 円 |
| リスク管理（基礎） | 5, 1 0 0 円 | 1, 0 2 0 円 |
| 内部監査（基礎）  | 5, 1 0 0 円 | 1, 0 2 0 円 |